

日薬連発第 489 号  
2026 年 6 月 29 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会  
安定確保委員会

**「抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業」に係る実施事業者の公募について**

標記について、令和 8 年 6 月 29 日付け事務連絡にて厚生労働省 医政局 医薬産業振興・医療情報企画課より事務連絡がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和8年6月29日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

### 「抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業」に係る実施事業者の公募について

平素より厚生労働行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、現下の医療上必要性の高い医薬品の供給不安状態を早急に改善するとともに、供給リスクに平時から備える等のため、「抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業」を実施することといたしました。

については、以下の内容で実施事業者の公募を行いますので、貴管下関係団体及び関係会員に対して周知方お願いいたします。

### 記

#### 1. 事業内容

- (1) 製剤の増産・備蓄のための製造設備整備事業（以下「製造設備整備事業」という）  
現在供給停止や限定出荷状態等となっている、増産・備蓄の必要性が高い医薬品等について、その供給不安の解消に向けた増産や製剤の備蓄の積み増し等を計画する製造販売業者等に対し、当該計画の実施に当たって必要な製造設備の整備への支援を行う。
- (2) 製剤の増産・備蓄のための人的体制整備事業（以下「人的体制整備事業」という）  
医療上の必要性が高いにもかかわらず供給不安を引き起こしている、増産・備蓄の必要性が高い医薬品等について、その供給不安の解消に向けた増産や製剤の備蓄の積み増し等を計画する製造販売業者等への必要な人件費への支援を行う。
- (3) 安定供給確保のための原薬備蓄事業（以下「原薬備蓄事業」という）  
医療上の必要性が高いにもかかわらず、供給リスクがあり、備蓄の必要性が高い抗菌薬の原薬について、原薬の備蓄の積み増しを計画する製造販売業者等に対し、原薬の購入費用の支援を行う。
- (4) 安定供給確保のための保管体制整備事業（以下「保管体制整備事業」という）  
保管体制の整備の必要性が高い医薬品等について、原薬又は製剤の備蓄の積み増しを計画する製造販売業者等に対し、積み増しに伴い新たに発生する保管経費等への支援を行う。

## 2. 補助金交付について

### (1) 補助率

- ①製造設備整備事業 1 / 2 (国 1 / 2、事業者 1 / 2)
- ②人的体制整備事業 1 / 2 (国 1 / 2、事業者 1 / 2)
- ③原薬備蓄事業 10 / 10 (国 10 / 10)
- ④保管体制整備事業 1 / 2 (国 1 / 2、事業者 1 / 2)

### (2) 補助基準額の上限

- ①製造設備整備事業 上限 4億5,000万円
- ②人的体制整備事業 上限 1億9,000万円
- ③原薬備蓄事業 上限 27億0,000万円
- ④保管体制整備事業 上限 5億4,000万円

### (3) 採択予定件数

事業計画書を精査した上で、予算額を上限として採択する。

### (4) 補助対象経費、応募方法等詳細

公募要領を厚生労働省ホームページにおいて公表しておりますので、以下の URL をご確認ください。

[抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業 実施事業者の公募について（2次公募） | 厚生労働省](#)

以上